

<資料 6>

令和2年7月16日
臨時記者会見資料

レモンキャブ運行協力員・手話通訳者に対する市独自慰労金について

緊急事態宣言期間中も市民生活を支えたレモンキャブ運行協力員・手話通訳者に対して市独自の慰労金を支給することで感謝の意を表する。

補正額 101万円

■目的

国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による慰労金の支給対象外でありながら、緊急事態宣言期間中も市民生活を支えたレモンキャブ運行協力員と手話通訳者に対して、市独自の慰労金を支給することで感謝の意を表する。

■対象者及び金額

レモンキャブ運行協力員及び手話通訳者

- 運行（派遣）件数 1～9件：1万円
- 運行（派遣）件数 10件以上：3万円

■問い合わせ

レモンキャブについて	健康福祉部高齢者支援課	0422-60-1940
手話通訳者について	健康福祉部障害者福祉課	0422-60-1847